

◇ 国「子ども・子育て会議（第17回）、基準検討部会（第21回）合同会議 について」（7月31日）の開催について ◇

◇ 7月31日子ども・子育て会議（第17回）、基準検討部会（第21回）合同会議が10:00～13:00に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1) 処遇改善等加算、使途制限のあり方について (2) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について (3) その他

＜ポイント＞

- 冒頭、全国認定こども園協会より、現行の認定こども園の新制度移行が不利にならないような施策に向けた要望がなされた。
- 処遇改善等加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象施設・事業については、提案内容に対し概ね賛同された。
- 現行加算率区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応について、二つの考え方のパターンが示された。
- 「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について」は以降、会長・会長代理に一任された。
- 「子育て支援員（仮称）」については、当日の委員意見をもとに、子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会において具体的な検討が行われることになった。

※以下敬称略

- ・最初に事務局より、委員の交代、出欠、代理出席について報告があり、無藤会長の進行により議題に沿って進められた。
- ・冒頭、古渡委員（全国認定こども園協会）より、同会が行った調査によると、現行の認定こども園を運営する事業者から、新制度に対する疑問や公定価格への不安から認定こども園を返上したり、移行を見送るという声（会員施設 201 園のうち、25%にあたる 50 園）が多数あがるという結果となったことが述べられ、現行の認定こども園の新制度移行が不利にならないような施策に向けた要望がなされた。関連して榊原委員より、7月23日付の読売新聞記事「認定こども園返上の動き」に関連して、同趣旨を受けた要望が述べられた。
- ・事務局より、地方単独事業等の状況もあり、とくに認定こども園の現行制度の収入と公定価格仮単価の比較については、できる限り適正な試算のもと、今後自治体も含めて丁寧に説明をしていきたい旨説明された。また7月25日の来年度に向けたシーリングの際に来年度に向けて具体的な消費税引き上げ以外の財源による事項要求を行う旨説明された。幼児教育の無償化についても政府の概算要求に向けた事項要求の方針が触れられた。

(1) 処遇改善等加算、使途制限のあり方について

- ・事務局より資料1「処遇改善等加算、使途制限のあり方について」、資料2「利用者負担について」の説明が行われ協議に入った。

資料1「処遇改善等加算、使途制限等のあり方について」(平成26年7月31日)より抜粋

1. 処遇改善等加算のあり方について

【個別論点の検討】

① 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象について

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費では、勤続年数の通算対象とする施設・事業について、「児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数」等を通算対象としている。
- 新制度の公定価格の設定に当たっては、現行の対象施設のほか、以下の施設・事業における勤続年数を通算対象に追加することが求められる。
 - ① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - ③ 小学校等の教育施設

- 上記の施設・事業のほか、以下については、指導・監督を通じて、その適切な運営のあり方に関し、地方自治体が責任を負っていると評価されることから、これらも通算対象と追加する方向としてはどうか。
 - ① 地方単独事業による認可外保育施設
 - ② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - ③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
- 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設や、幼稚園に併設された認可外保育施設については、定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設となっている。当該施設において、保育の提供に従事している経験は、保育の提供に関する勤務経験の考え方に親和性があると考えられることから、現に証明書の交付を受けている認可外保育施設、幼稚園に併設された認可外保育施設については、通算対象に追加する方向としてはどうか。
- 上記の施設・事業を通算対象とするに当たっては、現行の民改費において一般的に求めているように、各施設・事業において前歴(職歴)の証明(例:在職証明等)に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みを基本としてはどうか。

② 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費では、施設の平均勤続年数が10年以上になると加算率が12%で「頭打ち」となっている。
- 各職種の賃金構造を見ると、全職種平均では勤続年数が11.8年となっている一方、幼稚園教諭は7.4年、保育士が7.8年となっており、「長く働くことができる職場」の構築のためには、平均的な勤続年数を延ばしていくことが必要となる。
- そのため、公定価格における処遇改善等加算の加算率についても、これに資するよう、現行ベースで対応している財源を前提に、これに追加的に充てられる質改善に伴う処遇改善分(+3%)の財源を踏まえ、メリハリのきいたものとして設定する必要があるのではないかと。
- なお、具体的な加算率の設定に当たっては、現在、実施している「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとすることが考えられるが、0.7兆円の範囲で実施する質改善に伴う処遇改善分(+3%(保育士等処遇改善臨時特例事業は2.85%))の財源を前提とすると、「10年以上」よりも長い場合の対応の効果が限定的になることが想定される。
そのため、検討に当たっては、以下のようなパターンが考えられるが、現在、既に取り組まれている処遇改善との関係や、長く働くことができる環境の整備との関係について、どのように考えるか。
 - ① 0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする。
 - ② 「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

③ 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み

- 平均的な勤続年数を延ばしていくに当たっては、
 - ・勤務経験、キャリア形成に対応した給与体系が構築され、計画的に賃金水準の維持・向上が図られること
 - ・職員の職務等に対応した人事制度、キャリア形成支援等、職員のキャリアパスの取組が図られること
 についても、重要な要素として考えられる。
- 特に、前者の要素(計画的な賃金水準の維持・向上)については、平成24年度補正予算に基づく保育士等処遇改善臨時特例事業において目的としているように、処遇改善等に当たって根幹ともいえる要素であり、質改善による処遇改善の効果を発揮・維持していくためにも、加算の必須要件として、
 - ・賃金の改善等に関する計画の策定及び職員への周知、届出
 - ・賃金改善の着実な実施及びその実績の報告
 が求められるのではないかと。

④ キャリアアップに対応した仕組み

- また、上記における「職員のキャリアパスの取組」に関しては、職員が、仕事にやりがいを感じつつ、キャリアアップしていくことが可能となるよう、施設・事業者において必要な取組が求められるのではないかと。(介護保険と同様に、取組の有無によって、加算率に差を設けることとしてはどうか)その際、具体的には、例えば、以下のいずれかの要件に適合することが必要ではないかと。
 - i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等
 - ・職員の職位、職務内容等に応じた勤務条件等(賃金含む)を定めていること
 - ・上記に応じた賃金体系を定めていること
 - ・これらを就業規則等の明確な根拠を書面で整備し、職員に周知していること
 - ii) 資質向上のための計画策定等

- ・職員の資質向上のための目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保すること
- ・計画の内容について、すべての職員に周知していること

⑤ 賃金改善以外の処遇改善について

- 上記④のキャリアパスにも関連するが、その前提として、施設・事業において、健康診断の実施等、賃金の改善以外の処遇改善措置及び職員への周知についても求めることとするかどうか。

⑥ 行政における対応について

- 上記①～⑤について、どういった体制で対応するか検討が必要となる。
- 給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で、都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。

2. 使途制限等のあり方について

1. 概要

- 以下の通りとなっている。
 - ①会計処理 > 法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とする。
 - ②区分経理 > 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。
- 上記を前提に、使途制限、指導監督の取扱いについて、更に検討することが必要となっている。

【個別論点の検討】

①使途制限の取扱いについて

- 特に、施設型給付及び地域型保育給付に関しては、個人給付(法定代理受領)である性格上、使途制限については設けないことを基本としてはどうか。
- 私立保育所に係る委託費については、市町村から保育の提供を委託し、これに基づき、市町村から施設に対して、当該施設による保育を必要とする子どもに対する保育の提供に要する費用として、支払われる性格にかんがみ、現行制度のように、使途制限を設けることを基本としてはどうか。
- 現行の保育所運営費では、株式会社が配当を行った場合、民改費が公私施設間の職員給与と格差の是正等を目的としていることの性格上、対象としないこととしている。(株式会社に認められた行為である配当自体は禁止していない)
 - 一方、新制度において、民改費は廃止され、新たに、処遇改善等加算として、その性格・位置付けを変えることを踏まえた対応とすべきではないか。

②指導監督等のあり方について(私立施設)

- 上記の通り、法人ごとの会計基準に基づく運用を前提に、公費に係る透明性を確保するためには、上記による使途制限のあり方と相まって、以下の方法によることが考えられる。
 - i) 行政による指導監督
 - ii) 第三者による財務に係る監査
- 私立保育所に係る委託費については、現行の保育所運営費と同様に、保育の提供に係る委託契約に基づく費用としての性格にかんがみ、現行と同様に、市町村による指導監督を基本としてはどうか。
 - ※現在、社会福祉法人のあり方等に関する検討が進められており、この検討の結論を踏まえることも必要。
- 給付費を受領する施設類型については、委託費と性格が異なることから、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうか。
- 認定こども園については、給付として一本化されることに伴い、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうか。
 - 公認会計士等の外部監査を受けた施設については、市町村による通常の会計監査の対象外としてはどうか。

資料 2「利用者負担について」(平成 26 年 7 月 31 日)より抜粋

利用者負担のイメージの位置付けについて

☆以下は、子ども・子育て会議(第 15 回)、基準検討部会(第 20 回)合同会議(平成 26 年 5 月 26 日開催)提出資料に追記・修正された主な部分

○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担

- ※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※「推定年収」は夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合のおおまかな目安(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

○保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担

- ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※「推定年収」は夫婦(妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子供2人世帯の場合のおおまかな目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)

<p>○保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担</p> <p>※ 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。</p> <p>※ 「推定年収」は「保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担」に同様。</p> <p>＜低所得世帯等の減免規定の取り扱い＞</p> <p>現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施。</p> <p>○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。 (対象世帯)母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)</p>
<p>利用者負担の運用について(案)</p>
<p>1. 利用者負担に係る所得階層認定の運用について</p>
<p>1. 利用者負担の切り替え時期について</p> <p>○ 市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとする。</p> <p>○ 施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする。 ※ 8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定することとする。</p> <p>2. 税額算定に係る控除の取扱いについて</p> <p>○ 旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。</p> <p>○ 税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。</p>
<p>2. 私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置(案)について</p>
<p>1. 趣旨・概要</p> <p>○ 新制度の利用者負担については、所得に応じて市町村が定める額を徴収することとしており、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争を通じて教育・保育の質の低下を招きかねないことから、認めないこととしている。</p> <p>○ 一方現在、私立幼稚園については、保育所と異なり、統一的な利用者負担額が設定されておらず、各施設の自由設定に委ねる仕組みとなっており、新制度における利用者負担に移行することで、現行の利用者負担額よりも負担増となる場合、保護者にとって不利益となり説明困難となり得ることから、私立幼稚園の新制度への移行の大きな障壁となる可能性がある。</p> <p>○ このため、教育・保育の質の低下を招くことのないよう、一定の要件を課した上で、経過措置を講ずることとする。(施行後5年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしてはどうか。)</p> <p>2. 対象施設</p> <p>○ 私立幼稚園であって、現在、適正に運営されている園としてはどうか。</p> <p>○ 新制度移行前の保育料等の額が、新制度に基づく利用者負担額の最も高い額よりも低額又は低額と見込まれる私立幼稚園を対象としてはどうか。</p>

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原) 使途制限の在り方について、社会福祉法人が経営する保育所については、法人設立時の寄付行為による財産は、万一法人解散をする時には最終的に国庫に帰属する等強い規制の下で運営されている。この運営のための委託費については、市町村から保育の提供に要する費用として支払われる公費であり、使途制限を設けることは当然であると考える。

一方株式会社が経営する保育所は株主配当を行った場合は、現行では民改費を停止するしくみになっていると理解している。

今回の資料の個別論点の検討では「新制度において、民改費は廃止され、新たに処遇改善等加算として、その性格・位置づけを変えることを踏まえた対応とすべきではないか」とあるが、こうなると処遇改善等加算も株主配当の範疇に入るように捉えられるがどのように理解されるか伺いたい。なお、株式会社が委託制度としての保育所の場合は、社会福祉法人保育所と同様に使途制限があると考えられるがいかがか。民改費と処遇改善費の解釈についても併せてお伺いしたい。

＜委員の主な意見概要＞

- 少なくともキャリアの賃金水準をお示しする等、見通しを持って働きつづけられるようにして頂きたい。勤続年数が情報公開として活用される際に内容が見えた方が良いのではないかと。幼稚園の利用者に対してとくに安心できるように示して頂きたい。
- 現状の加算率を維持しながらも若年層に配慮した基準にして頂きたい。キャリアアップについては現行の介護を参考にキャリアアップに取り組む施設についての処遇改善のしくみを検討して頂きたい。
- 処遇改善等の加算については障がい児等のこども家庭福祉の他の分野も同様に考慮して頂きたい。障がい児の受け入れが新制度においても進むようにバックアップ機能を強化していくようにすべき

とした障がい児支援の報告書を昨日とりまとめた。公定価格の議論と障がい児の報酬単価の議論の整合性を持って進めて頂きたい。次世代育成支援対策の行動計画策定指針には子どもの貧困対策の基本方針も入れて頂きたい。サービスの実施主体と費用負担について、障がい児分野、社会的養護の分野、子ども・子育て支援新制度の分野等との整合性を図れるように検討を進めて頂きたい。

- 処遇改善等加算でも財源確保が重要であり、新制度のために質の向上に繋がる更なる財源の確保をお願いしたい。利用者負担の算定の切り替え時期については、市町村事務負担や保護者にとって配慮した案と評価する。年少扶養控除については、一緒に悩みながら検討していく必要がある。さらに、認定こども園の移行や幼稚園の新制度への移行について正しい試算が必要であると思う。今後とも早めの情報提供をお願いしたい。
- 7億円の範囲で3%が示された中で、現行を踏襲する考え方に賛成だが、長い間働き続けられる改善への対策が重要。キャリアアップのしくみは重要だが、保育界の現状では具体的に進められていないことから専門委員会で審議をしていく必要がある。使途制限について、社会福祉法人の在り方の検討が進められていることとの関連等について伺いたい。
- 処遇改善等加算については概ね良いかと思う。10年以上の職員について悩むところではあるがこうした所にメリハリをつけて改善をしていく必要がある。使途制限の指導監督の在り方について、都道府県行政が小さな市町村にも支援をしていく在り方が必要。利用者負担の在り方については、既に入園している場合については踏襲する考え方であるが、同様に保育認定についても例えば卒園するまでの長い間であるよりは、この経過措置については限定した時期にすべきではないか。
- 10年以上の職員に対する処遇改善についてはぜひお願いしたい。
- 認定こども園の移行については、現在幼稚園部分に対して、自治体単独の補助が行われている実態があり、かなり個別に相談できる体制が必要。
(事務局説明概要) 正しい試算を行う際には私学助成の配分や自治体単独補助の状況がわかる必要があるので自治体とも協力しながら進めていきたい。
 - ・ 使途制限については、配当自身について現行制度が制限しているものではなく、配当している場合は民改費は出さないというもの。民改費がなくなり処遇改善になった際に配当制限を行うのは難しいのではないかとということ。ただこの点については議論をしていく必要がある。株式会社が保育所を行う場合、委託なので使途制限はかかる。
 - ・ 社会福祉法人の在り方の検討が進められている中で別途、一定規模の社会福祉法人については公認会計士の監査をしてはどうかということも検討されているところからそのような際には、改定していくものということ。

(2) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について

- ・ 事務局より資料 3「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について」、参考資料 1「改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について」説明がなされた。

(3) その他

- ・ 時間の関係上、引き続き資料 4-1「「子育て支援員（仮称）」について」、資料 4-2「「子育て支援員（仮称）」の創設について（案）」、資料 5「子どもの預かりサービスに関する調査結果等について」、資料 6「子ども・子育て関連 3 法に係る政令・府省令等の公布について」説明が行われた。

＜委員の主な意見概要＞

○ くるみんマークと労働時間との関係について踏み込んだ記載にして頂いたことを感謝したい。行政についてはもっと厳しく書き込んでいくことは考えられる。

○ 子育て支援員（仮称）については良い制度にしていきたいことは同意したいが、現場とかい離した研修ではなく現場のノウハウを入れたものを検討して頂きたい。ぜひしっかり時間をとって検討して頂きたい。

○ 小さい低年齢の小規模な事業であるので、どのような体系になるのか心配している。あいまいなものにならないように、既存の研修体系が崩れるようなにならないようにして頂きたい。

(会長) 行動計画策定指針については、会長、会長代理に一任頂くことでよろしいでしょうか。(全会了承)
(事務局説明概要) 子育て支援員（仮称）については頂いたご意見をもとに現場の意見を反映させて取り組んでいきたい。検討状況については今後も報告していきたい。

次回日程については、9月17日（水）子ども・子育て会議第18回の予定であることが説明された。
以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇ 保育三団体協議会「社会福祉法人への法人税課税の回避について(要望)」 のとりまとめについて ◇

◇ (公社)全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、社会福祉法人日本保育協会による保育三団体協議会では、政府税制調査会における法人税改革に関する議論に対応すべく、この度下記趣旨の要望をとりまとめました。

なお、同要望については、保育三団体協議会の共通文書により別途、当連盟加盟の各組織を通じ、各地元における周知、要請についての取組等についてご協力をお願いする予定です。

下記に、当連盟の保育制度検討会・予対正副委員長合同会議において取りまとめた同要望の趣旨について掲載いたします。会員園の皆様方におかれては、ぜひ、同趣旨についてご理解頂き、各地域の地元においても関係の方々へのご周知等、ご協力の程お願い申し上げます。

社会福祉法人への法人税課税の回避について (要 望)

～ 保 育 事 業 に つ い て ～

少子化を克服するためには、地域における保育・子育て支援の環境の充実・強化が極めて重要であり、その中心的役割を担う社会福祉法人への法人税課税については、与党として回避されますよう次のとおり強くお願いいたします

(趣 旨)

○ 規制改革会議において社会貢献の義務化が提言されるなど、社会福祉法人制度の在り方そのものにかかわる指摘がなされています。

一方、政府税制調査会では、法人税改革の議論において、経営主体間のイコールフットングの観点から、公益法人等の範囲や収益事業の範囲に関する見直しの検討がなされています。その中で、社会福祉分野に対して、多様な主体の参入が認められている高齢者介護事業や保育事業について、「経営形態間での公平性の確保」の観点から、社会福祉法人が実施する場合の当該事業への課税化が検討されているところです。

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、公共の精神の下に我が国の社会福祉の基盤を形成し、その利益は出資者に分配したり、福祉事業以外に充当してはならないとされています。さらに、法人設立時の寄付者の持ち分は認められず、法人の解散時には残余財産は最終的には国庫に帰属するなど、強い制約の下に国民に安定的な福祉を提供する仕組みとされており。

ことに民間立保育所は、公費による保育所運営費収入で成り立っているとともに、その約9割が社会福祉法人立であり、かつ、その多くが小規模な法人となっています。また、社会福祉法人の実施する保育事業から生じた収益は、地域の子育て支援等の少子化対策に直接的に活用することが国民にとって有益です。

その観点から言えば、子どもの健やかな育ちの環境を犠牲にするような社会福祉法人に対する法人税課税は断固として反対いたします。

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp